

広島県がん対策推進専門会議要領

(目的)

第1条 がん対策を総合的に推進し、県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため、がん予防・検診推進会議、がん相談支援・情報提供推進会議及び緩和ケア推進会議の3つの専門会議（以下「会議」という。）を開催する。

(役割)

第2条 会議においては、次の表に掲げる事項について意見聴取する。

会 議	検討事項
がん予防・検診推進会議	<ul style="list-style-type: none">・受動喫煙等のたばこ対策に関する施策・肝炎ウイルス検査の受検率の向上を図るための施策・適切な肝炎医療を提供する体制の整備に関する施策・がん検診の精度管理に関する施策・がん検診の受診率の向上を図るための施策・その他がん予防・検診に関する必要な事項
がん相談支援・情報提供推進会議	<ul style="list-style-type: none">・がん患者や家族等の療養生活等の質の維持向上を推進するための施策・がん患者・家族、がん経験者に対する相談支援等を推進するための施策・がんに関する情報収集・提供、県民の理解促進を図るための施策・その他がん患者や家族等の支援に関する必要な事項
緩和ケア推進会議	<ul style="list-style-type: none">・緩和ケアの地域連携推進に関する施策・緩和ケアの提供促進及びその質の向上に関する施策・その他緩和ケアの推進に必要な事項

2 広島県がん対策推進委員会から意見を求められた場合には、報告する。

(委員等)

第3条 会議の委員は、広島県がん対策推進委員会委員、県民、学識経験者、医療従事者並びに関係団体及び行政機関に属する者その他知事が適当と認める者とし、2年以内の期限を定めて知事が依頼する。

2 各会議に会長を1名置き、知事が指名する。

(運営)

第4条 議事運営は、会長が行う。

2 会議には委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成27年8月27日から施行する。

2 広島県がん対策推進協議会要領は、廃止する。